

大分県住宅宿泊事業法事務処理要領

1 目的

住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）及び施行令、施行規則、告示、要領（ガイドライン）に定めるものの他、法に基づく住宅宿泊事業届出に関する手続き等を定めることにより、健全な住宅宿泊事業の運営の確保を図ることを目的とする。

2 住宅宿泊事業届出等の手続き

(1) 住宅宿泊事業届（法第3条第1項）

1) 提出先

住宅宿泊事業を営む住宅を管轄する保健所又は保健部（以下、「保健所等」という。）原則として、民泊制度運営システム（以下、「民泊システム」という。）での提出を行う。民泊システムを活用出来ない場合に限り、郵送及び持参でも受け付けるものとする。

2) 届出の時期

原則として、住宅宿泊事業を開始する日の2週間前までとする。

3) 届出までに行うこと

- ① 周辺住民に対して、住宅宿泊事業を行う旨を説明会や書面等により周知すること。（周知した範囲、日時、周知内容等の記録を作成すること。）
- ② 法以外の関係法令の確認及び手続きを実施すること。
（消防法、食品衛生法、廃棄物処理法、下水道法、水質汚濁防止法、温泉法等）

4) 添付書類

法及び施行規則に定めるものの他、次の書類を添付することとする。

- ① 届出住宅の場所を示す位置図
- ② 消防法令適合通知書の写し
- ③ 法第6条に規定する法の安全措置に関するチェックリスト
- ④ 法第9条に規定する周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を宿泊者に説明する書類等
- ⑤ 3)の①に基づき、周辺住民へ周知を行ったことを記録した書類の写し
- ⑥ 住民票（住基ネットの活用により届出者の実在が確認できない場合）
- ⑦ 個人情報等の取扱いについて確認した書類
- ⑧ 添付書類チェックリスト

※官公署が証明する書類は、届出日前3か月以内に発行されたものであること。

(2) 変更届、廃業等届、定期報告（法第3条第4項、第6項、法第14条）

1) 提出先

保健所等

原則として、民泊システムでの提出を行う。民泊システムを活用出来ない場合に限り、

郵送及び持参でも受け付けるものとする。

3 住宅宿泊事業の実施

(1) 標識の掲示

大分県が交付した標識を届出住宅の門扉、玄関等の公衆が認識しやすい位置に掲示すること。また、集合住宅の場合にあっては、大分県が交付した標識を個別の住戸に掲示することに加え、交付する標識の一部を利用するなどの簡素な標識を作成して、共用エントランスや集合ポスト等の見やすい場所にも掲示すること。

4 監督指導及び現地調査

(1) 現地調査、立入調査及び報告徴収

保健所等は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、住宅宿泊事業の新規届出時の現地調査及び立入調査を行う。また、必要に応じて、臨時の立入調査や報告徴収を行う。

(2) 業務改善命令

大分県生活環境部食品・生活衛生課（以下、「食品・生活衛生課」という。）は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、業務改善命令を行う。

(3) 業務停止命令及び業務廃止命令

食品・生活衛生課は、住宅宿泊事業者が業務改善命令に従わないときは、業務停止命令または、業務廃止命令を行い、処分の公表を行う。

5 その他

(1) 関係機関との連携

- 1) 食品・生活衛生課は、届出のあった事項について関係機関と情報共有を行う。
- 2) 保健所等は、届出住宅における苦情等の連絡を受けた場合は、必要に応じ、消防、警察、その他県関係部局及び市町村等と連携の上対応する。

(2) 情報公開

食品・生活衛生課は、住宅宿泊事業に関する事項（届出日、届出番号及び届出住宅の所在地）について、大分県ホームページに公開する。

附 則

この要領は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。